

岩手県告示第214号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1～3 [略] 4 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる 工作物、物件又は施設のうち法第33条第2項第3号に該当す るもの 条例で定める額の10分の1に相当する額	1～3 [略] 4 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる 工作物、物件又は施設のうち法第33条第2項第3号又は第4 号に該当するもの 条例で定める額の10分の1に相当する額
備考 改正部分は、下線の部分である。	